

【一般会計等財務書類 注記事項】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

② 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5年～50年

工作物 3年～60年

物品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

(ソフトウェアについては、本町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。)

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない出資金のうち、連結対象団体に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額から、和歌山県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に本町職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、同組合における積立金額の運用益のうち本町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額または見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。
ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じています。

2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられているため、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	9.6 %
将来負担比率	13.3 %

- ⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 577 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）とします。

イ 内訳

事業用資産	126 百万円
土地	126 百万円

令和5年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 7,933 百万円

- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	5,200 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,007 百万円
将来負担額	16,748 百万円
充当可能基金額	5,875 百万円
特定財源見込額	27 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	10,286 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

- ① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

イ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 771 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	9,957 百万円	8,893 百万円
繰越金に伴う差額	△ 1,207 百万円	—
資金収支計算書	8,750 百万円	8,893 百万円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、資金収支計算書では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支 1,411 百万円

投資活動収入の国県等補助金収入 239 百万円

未収債権（増減額） 5 百万円

減価償却費 △ 2,171 百万円

賞与等引当金（増減額） △ 4 百万円

退職手当引当金（増減額） △ 619 百万円

徴収不能引当金（増減額） △ 1 百万円

投資損失引当金（増減額） △ 4 百万円

資産売却益 4 百万円

建設仮勘定から費用振替額 △ 25 百万円

その他（業務費用） △ 1 百万円

純資産変動計算書の本年度差額 △ 1,166 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 800 百万円